○関東地方整備局告示第百二十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十七年三月二十四日

関東地方整備局長　越智　繁雄

一　施行者の名称　千葉県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成十年建設省告示第百七十七号習志野都市計画道路事業三・三号藤崎茜浜線

三　事業施行期間　自平成十年二月十二日至平成三十二年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第百二十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十七年三月二十四日

関東地方整備局長　越智　繁雄

一　施行者の名称　千葉県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成十三年関東地方整備局告示第二百四十号船橋都市計画道路事業三・四・二十二号西浦藤原町線、三・五・三十三号藤原町馬込町線及び市川都市計画道路事業三・三・九号柏井大町線

三　事業施行期間　自平成十三年六月一日至平成三十四年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第百二十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十七年三月二十四日

関東地方整備局長　越智　繁雄

一　施行者の名称　千葉県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成八年建設省告示第二百八号柏都市計画道路事業三・四・五十一号柏船橋取手線

三　事業施行期間　自平成八年二月十三日至平成三十一年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第百二十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十七年三月二十四日

関東地方整備局長　越智　繁雄

一　施行者の名称　山梨県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成二十一年関東地方整備局告示第百九十三号甲府都市計画道路事業三・四・三十三号大手二丁目浅原橋線及び三・四・四号城東三丁目穴切線

三　事業施行期間　自平成二十一年三月三十一日至平成三十一年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第百二十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十七年三月二十四日

関東地方整備局長　越智　繁雄

一　施行者の名称　山梨県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成二十一年関東地方整備局告示第三百五十七号甲府都市計画道路事業三・四・十一号田富町敷島線

三　事業施行期間　自平成二十一年十二月二十五日至平成三十一年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　平成二十一年関東地方整備局告示第三百五十七号の事業地のうち大下条を大字大下条字泉尻及び字金ノ尾に改める。

使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第百二十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十七年三月二十四日

関東地方整備局長　越智　繁雄

一　施行者の名称　山梨県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成二十三年関東地方整備局告示第五十号甲府都市計画道路事業三・四・十一号田富町敷島線

三　事業施行期間　自平成二十三年二月二十四日至平成三十一年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第百三十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十七年三月二十四日

関東地方整備局長　越智　繁雄

一　施行者の名称　山梨県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成二十二年関東地方整備局告示第三百四十四号峡東都市計画道路事業三・五・一号塩の山西広門田線

三　事業施行期間　自平成二十二年八月三十一日至平成三十一年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし